

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
(10E, 14E, 16E) - (1R, 4S, 5'S, 6S, 6'R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6' - [(S) - sec-ブチル] - 21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-(3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1 ^{4,8} . 0 ^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン) - 6-スピロ-2' - (5', 6'-ジヒドロ-2' H-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-4-O-(2, 6-ジデオキシ-3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシル) - 3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシド（別名アベルメクチンB1a）及び (10E, 14E, 16E) - (1R, 4S, 5'S, 6S, 6'R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S) - 21, 24-ジヒドロキシ-6' - イソプロピル-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-(3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1 ^{4,8} . 0 ^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン) - 6-スピロ-2' - (5', 6'-ジヒドロ-2' H-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-4-O-(2, 6-ジデオキシ-3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシル) - 3-O-メチル- α -L-arabino	0.0015 mg/l

o-ヘキソピラノシド（別名アベルメクチンB 1 b）の混合物 （別名アバメクチン）	
2, 6-ジクロロチオベンザミド（別名クロルチアミド又はD CBN）	0.053 mg/l
4-クロロ-2-シアノ-N, N-ジメチル-5-p-トリル イミダゾール-1-スルホンアミド（別名シアゾファミド）	0.45 mg/l
6-tert-ブチル-8-フルオロ-2, 3-ジメチル-4 -キノリル=アセタート（別名テブフロキン）	0.10 mg/l
(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオ ロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3- (2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア（別名ノバルロン）	0.029 mg/l
エチル=2-クロロ-5-(4-クロロ-5-ジフルオロメト キシ-1-メチルピラゾール-3-イル)-4-フルオロフェ ノキシアセタート（別名ピラフルフェンエチル）	0.45 mg/l
4-フェノキシフェニル(RS)-2-(2-ピリジルオキシ)プロ ピルエーテル（別名ピリプロキシフェン）	0.26 mg/l
2, 6-ジクロロ-N-[3-クロロ-5-(トリフルオロメ チル)-2-ピリジルメチル]ベンズアミド（別名フルオピコ リド）	0.21 mg/l
1-[4-(2-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-ト リルオキシ)-2-フルオロフェニル]-3-(2, 6-ジフ ルオロベンゾイル)尿素（別名フルフェノクスロン）	0.098 mg/l
N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キ シリジン（別名ペンディメタリン）	0.31 mg/l
(1RS, 5RS; 1RS, 5SR)-5-(4-クロロベン ジル)-2, 2-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリア ゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール（別名メトコナ ゾール）	0.1 mg/l
(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア（別名ルフェヌロン）	0.037 mg/l